



平成 18 年 1 月 20 日

各 位

奈良県磯城郡川西町大字吐田 150 番地 3
G M B 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 岡 信 夫
(コード番号：7214 大証第二部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 室 長 阪 口 有 一
(Tel 0 7 4 5 - 4 4 - 1 9 1 1)

和解による訴訟の解決および業績予想の修正に関するお知らせ

当社子会社 GMB NORTH AMERICA INC. (以下米国子会社) 元役員 R. Matheson 氏より提起されていた民事訴訟について、平成 18 年 1 月 12 付「訴訟の裁定に関するお知らせ」でお知らせした仲裁裁定 (Arbitration) の中間裁定結果を受け、原告側と和解交渉した結果、平成 18 年 1 月 20 日付で和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟の提起から和解までの経緯

原告は、米国子会社の役員在任中の平成 16 年 8 月に、当社および米国子会社に対して、平成 15 年度インセンティブ報酬 15 万ドルの支払と労働契約の阻害に関する慰謝料を求めた損害賠償請求の民事訴訟を提起しました。

当初、和解手続 (Mediation) による解決を目指しましたが、合意に至りませんでした。このため、両者は①米国子会社が原告に対して 25 万ドル支払うこと②原告が米国子会社の役員を退任することを条件として、拘束力のある民間人 (弁護士) を議長とした仲裁裁定手続きに移行しました。

平成 18 年 1 月 9 日 (米国現地時間)、事実認定に基づき、当社および米国子会社に対して原告の損害賠償請求に応じるとともに、懲罰的損害賠償責任 (Punitive damage) を負わせるとする内容の中間裁定がありました。この裁定結果を受け、原告側と再度和解交渉をした結果、平成 18 年 1 月 20 日付で和解が成立しました。

2. 和解の内容

- ①当社および米国子会社は、原告側に対して訴訟費用を含む和解金 4,000 千 USD を支払う。
- ②当社は、原告が保有する米国子会社株式 (持株比率 30%) を 1,250 千 USD で買取する。

3. 今後の見通し

上記和解金として、当社および米国子会社の合計で460百万円相当（4,000千USDを1USD＝115円で換算）の特別損失を今期中に計上する見込みであります。これに伴い、平成17年11月17日公表の通期の業績予想を次のとおり修正いたします。

なお、平成18年3月期の配当金につきましては、当初予想どおり、1株当たり期末15円の年間30円を予定しております。

・18年3月期通期業績予想数値の修正（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

（単位：百万円、％）

	連結			個別		
	売上高	経常利益	当期純利益	売上高	経常利益	当期純利益
前回発表予想(A)	37,000	2,400	980	15,000	950	560
今回修正予想(B)	37,000	2,400	700	15,000	950	450
増減額(B－A)	－	－	△280	－	－	△110
増減率(%)	－	－	△28.6	－	－	△19.6
前期実績	35,188	2,428	987	16,251	1,331	790

以上

※ 上記の業績予想につきましては、発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであります。実際の業績は、今後の様々な要因によって予想数値と異なる結果となる可能性があります。